

橋梁通行可否の確認方法（例）

計算例

申請車両の総重量が50.46tの場合

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

受付許可番号: 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (S1.2-2)

通行経路	出発地住所	目的地住所
1	大阪府岸和田市臨海町	兵庫県加古川市金沢町

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名
橋梁	D	大阪府 岸和田土木事務所	主要地方道 大阪府29号線 大阪臨海線	春木泉町			#5135531430	春木
橋梁	個別審査	兵庫県 加古川土木事務所	一般国道 250号線	大久保町谷八木	往	谷八木大橋(1)	明石卸売市場西# 34770324	藤江
橋梁	個別審査	兵庫県 加古川土木事務所	一般国道 250号線	大久保町柳井	往	赤根川下り(1)	谷池#5234070510	大久保町江井島

「個別審査」の表示

(橋梁名)
谷八木大橋(1)

(算定結果のD条件の限度重量)
48.75t

算定の結果、「個別審査」となった橋梁のZ係数をHPより確認

土木事務所名	路線名称 (番号)	橋梁名	Z係数
加古川土木事務所	一般国道250号	藤江大橋	1.30
加古川土木事務所	一般国道250号	谷八木大橋(1)	1.25
加古川土木事務所	一般国道		
加古川土木事務所	一般国道		

今回の例では
 $48.75t \times 1.25 = 60.93t > \text{申請総重量} 50.46t$
 したがって「通行可」となる

D'条件許可限度重量
 $= (\text{算定結果のD条件の限度重量}) \times \text{Z係数} \geq \text{申請車両総重量} \rightarrow \text{通行可}$
 $< \text{申請車両総重量} \rightarrow \text{通行不可}$